

使用前自己確認結果届出書

令和7年6月12日

中部近畿産業保安監督部長 殿

〒460-8510

住 所：愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号
氏 名：合同会社メガソーラー菅原

代表社員 菅原太陽光ビジネス研究株式会社 代表取締役 菅原 拓
(法人番号：12345678910)

連絡先：○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一
電話番号 09042219723
メールアドレス sugawara.hiraku@.co.jp

電気事業法第51条の2第3項の規定により別紙のとおり使用前自己確認の結果を届け出ます。

1. 確認年月日

別紙のとおり

2. 確認の対象

発電所又は発電設備の種類：太陽電池発電所

発電所名称：合同会社メガソーラー菅原 ショッピングモールすがわら

(最新の保安規程で届け出た事業場名称：合同会社メガソーラー菅原 ショッピングモールすがわら)

発電所住所：愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号

発電所出力：(変更前) 320 kW (変更後) 640 kW

発電所電圧：200 V

根拠条文：電気事業法施行規則 別表第7 第3項 第1号

3. 確認の方法

別紙のとおり

4. 確認の結果

別紙のとおり

5. 確認を実施した者及び主任技術者（当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合を除く。）の氏名

別紙のとおり

6. 当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であって、確認に係る業務を委託して行った場合にあっては、その委託先の氏名又は名称、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

該当無し

7. 確認の結果にもとづいて補修などの措置を講じたときは、その内容

該当無し

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※FIT認定を受けている場合、下記に設備IDをご記載ください（任意）

FIT設備ID：AD3318437DF

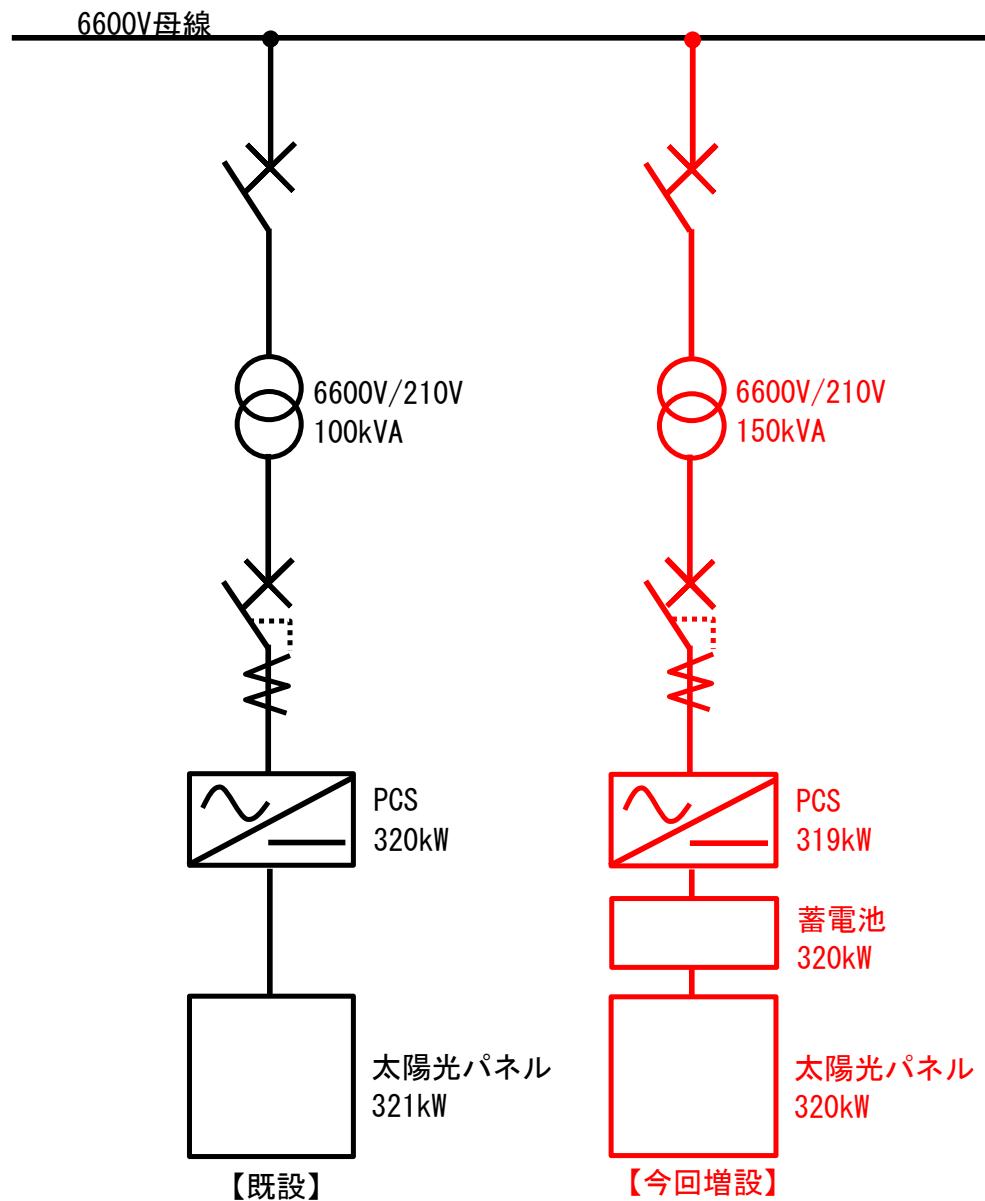
変更の工事に該当する場合

変更理由を説明する書類

電気事業法施行規則 別表第7 第3項 第1号の対象となる箇所の概要を説明いたします。

当該事業場は、需要設備へ高圧連系する自家消費の太陽電池発電所です。
今回、自家消費の高圧連系の発電所を新たに設置したため、届出を行います。

【設備概略図】



【太陽電池発電所（高圧受電設備に接続されている太陽電池発電設備を含む）】

番号	確認項目	確認内容 (使用前自己確認方法の基本案)	確認状況	判定結果	記録による確認		規格に沿って確認を行った場合の規格番号	備考	確認年月日、確認者（2）			
					現地試験結果による確認の有無（1）	工場試験結果による確認の有無 (図面、書類等)による確認の有無			設置者			
									主任技術者			
1	外観検査 判定基準	確認方法 検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電技に適合していることを目視により確認する。なお、判定基準の②、③、④、⑨、⑪、⑫を確認する場合は書類等によって確認することもできる。	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input checked="" type="checkbox"/> 対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 否	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	対象となる規格無し 設計時において電気設備の技術基準に基づく支持物の強度計算の妥当性の確認の有無 <table border="1"> <tr><td>✓ 有</td></tr> <tr><td>無</td></tr> </table> 判定基準の②、③、④、⑨、⑪、⑫は書類等によって確認した。	✓ 有	無	確認年月日 令和7年6月12日 確認者 合同会社メガソーラー菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一	確認年月日 令和7年6月12日 確認者 合同会社メガソーラー菅原 電気主任技術者 菅原 拓三
✓ 有												
無												
①中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。(電技第19条第10項) ②必要な箇所に所定の接地が行われていること。(電技解釈第17条～第19条、第21条、第22条、第24条、第25条、第27条～第29条、第37条) ③高圧又は特別高圧用の機械器具の充電部が、取扱者が容易に触れないように施設されていること。(電技解釈第21条、第22条) ④アーケを発生する器具と可燃性物質との離隔が十分であること。(電技解釈第23条) ⑤高圧又は特別高圧電路中の過電流遮断器の開閉状態が容易に確認できること。(電技解釈第34条) ⑥高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第35条) ⑦高圧及び特別高圧の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。(電技解釈第36条) ⑧太陽電池発電所の高圧及び特別高圧の電路において、架空電線の引込み及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。(電技解釈第37条) ⑨太陽電池発電所の周囲に、柵、堀等が施設されており、出入口に施錠装置及び立て入禁止表示が施設されていること。(電技解釈第38条) ⑩太陽電池発電所の周囲の柵、堀等の高さと柵、堀等から特別高圧の充電部までの距離との和が規定値以上であること。(電技解釈第39条) ⑪ガス絶縁機器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。(電技解釈第40条) ⑫発電機、特別高圧用の変圧器、電力用コンデンサ又は分路リタクタ及ぶ調相機に必要な保護装置が施設されていること。(電技解釈第42条、第43条) ⑬検査の対象となる電気工作物が図面等の記載事項どおりに施設されていること。なお、支持物の基礎については、当該記載事項どおりに施設されていることが施工の状態が分かる写真や施工管理記録等により確認されていること。												
確認方法 検査対象となる電気工作物の支持物の設計荷重が当該設置環境下の荷重として適切に設定されていることを図面等（構造計算書、架台図、載荷試験結果及び地盤調査結果等を含む。以下「II-1. 使用前自己確認の方法 3. 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備」において同じ。）によって確認する。												
自重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重その他の当該支持物の設置環境下において想定される各種荷重が、日本産業規格JIS C 8955(2017) 「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」等に基づき設定されていること。 具体的には、以下の項目を満たすこと。 ①自重は、太陽電池アレイ用支持物及び支持物に取付けられている電気設備（逆変換装置、電線、接続箱、集電箱）等の重量が設定されていること。 ②風圧荷重は、アレイ面と支持物のそれぞれの荷重が与えられていること。 ③基礎風荷重、地表面相対区分は当該設備の設置場所に応じた値が設定されていること。 ④風力係数は風洞実験結果から与えられた数値、またはJIS C 8955(2017)に示された設置形態に応じた数値が設定されていること。 ⑤積雪荷重の地上垂直積雪量は、JIS C 8955(2017)の算定方法により求めた値が設定されていること。 ⑥勾配係数はアレイ面の角度に応じた値が設定されており、アレイ面の積雪が確実に滑落しないと判断できる場合には勾配係数を1としていること。 ⑦雪の単位荷重は、一般の地方で20N/cm/m以上、多雪区域で30N/cm/m以上が設定されていること。 ⑧地震荷重の設計用水平震度は、JIS C 8955(2017)に示された設置形態（地上設置および建築物等設置）及び設置場所に応じた値が設定されていること。												
確認方法 支持物が各種設計荷重に対して安定した構造であることを図面等によって確認する。												
判定基準 ①支持物の架構（部材の組み方や形状、使用材料等）及び寸法が図面等と一致していること。 ②図面等に示された支持物（基礎を含む）の架構図をもとに正面、側面、背面の架構について不静定次数の計算を行い、いずれの架構も不静定次数の値が0以上の安定した構造（静定・不静定）であること。このとき、部材間の接合部の条件を適切に設定し、不静定次数の算出方法は、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解説に関する逐条解説（令和3年1月20日）の解説第3条の解説（支持物の架構）を参照すること。												
確認方法 部材が受ける応力が許容応力度以下であることを図面等によって確認する。												
4	部材強度の確認 判定基準	①全ての部材の形状、断面性能および許容応力度が示されていること。 ②部材の許容応力度は、ボルト孔による断面欠損、有効断面積、座屈による低減などが考慮されていること。 ③各種設計荷重に対する各部材の応力が示されていること。 ④各部材の検定比（=応力／許容応力度）が1以下であること。	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 否	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	対象となる規格無し 構造計算書により判定基準すべてが満たされていることを確認した。	確認年月日 令和7年6月12日 確認者 合同会社メガソーラー菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一	確認年月日 令和7年6月12日 確認者 合同会社メガソーラー菅原 電気主任技術者 菅原 拓三		

番号	確認項目	確認内容 (使用前自己確認方法の基本案)	確認状況	判定結果	記録による確認		規格に沿って確認を行った場合 の規格番号	備考	確認年月日、 確認者（2）		
					現地試験結果による確認 の有無（1）	工場試験結果による確認 の有無	その他記録 (図面、書類等) による確認 の有無		設置者	主任技術者	
5	確認方法 使用材料の 確認	安定した品質の材料が使用されているか図面等によって確認する。		<input checked="" type="checkbox"/> 漢 <input type="checkbox"/> 対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	JISC8955、JISB1054-1、本体金具：JIS H 4100、押さえ金具：JIS H 4100、ボルト：JIS B 1054-1 ③は該当なし。	図面および構造計算書により 判定基準すべてが満たされて いることを確認した。 合同会社メガソーラー菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一 菅原 拓三	確認年月日 令和7年6月12日 確認者 合同会社メガソーラー菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一 菅原 拓三	確認年月日 令和7年6月12日 確認者 合同会社メガソーラー菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一 菅原 拓三
		①日本産業規格（JIS）、国際規格（ISO）に規定された材料であること。 ②腐食、腐朽および劣化やすい材料については、その対策処理（めっき、塗装など）が施されていること。 ③①以外の規格に規定された材料を使用する場合には、その強度特性を明確にしたうえで設計条件に適合していること。									
6	確認方法 接合部構造の確認	接合部における存在応力を確実に伝える構造であるかを図面等によって確認する。		<input checked="" type="checkbox"/> 漢 <input type="checkbox"/> 対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	対象となる規格無し	構造計算書により判定基準すべてが満たされていることを確認した。 合同会社メガソーラー菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一 菅原 拓三	確認年月日 令和7年6月12日 確認者 合同会社メガソーラー菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一 菅原 拓三	確認年月日 令和7年6月12日 確認者 合同会社メガソーラー菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一 菅原 拓三
		①全ての接合部についての仕様（形状や締結材の仕様等）が示されていること。 ②接合部に作用する応力が示されていること。 ③部材間の摩擦によって接合される接合部（単管クランプ、スロット接合等）については、部材間の摩擦力が適切に評価されていること。 ④押さえ金具は、荷重作用時の部材の変形を考慮した十分な掛かりしきが確保されていること。 ⑤接合強度の立ち上がりが想定される場合には、そのばらつきを考慮した強度の低減を行っていること。 ⑥②に示された応力に対して接合部の外れ、すれ、大きい変形の発生がなく、接合強度が上回っていること。									
7	確認方法 基礎及びアンカー強度の確認	支持物の基礎およびアンカーは設計荷重に対して上部構造に支障をきたさず沈下、浮上がり及び水平方向への移動が生じないことを図面等によって確認する。		<input type="checkbox"/> 漢 <input checked="" type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	対象となる規格無し	基礎およびアンカーは存在しないため、対象外とした。 合同会社メガソーラー菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一 菅原 拓三	確認年月日 令和7年6月12日 確認者 合同会社メガソーラー菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一 菅原 拓三	確認年月日 令和7年6月12日 確認者 合同会社メガソーラー菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一 菅原 拓三
		①基礎に作用する押込方向、引抜方向、水平方向の応力に対して抵抗力があること。 ②構造計算によって基礎の抵抗力が与えられている場合は、当該設備の地盤特性（土質、N値等）が適切に設定されていること。 ③載荷試験によって基礎の抵抗力を確認している場合は、適切な試験方法で実施されていること。 ④水面に施設される設備のアンカーにおいては、アンカーごとの荷重の偏りを考慮して安全性が確認されていること。									
8	確認方法 アレイ面の最高の高さが9mを超える場合に必要な確認	建築基準法（昭和25年法律第201号）での工作物の規定に適合していることを図面等によって確認する。		<input type="checkbox"/> 漢 <input checked="" type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	対象となる規格無し	アレイ面の高さが9mを超えないため、対象外とした。 合同会社メガソーラー菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一 菅原 拓三	確認年月日 令和7年6月12日 確認者 合同会社メガソーラー菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一 菅原 拓三	確認年月日 令和7年6月12日 確認者 合同会社メガソーラー菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一 菅原 拓三
		①設備の基礎は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第38条の要求を満たしていること。 ②建築基準法施行令第6条に基づき、架台を構成する部材のうち圧縮力を負担する部材は、有効細長比（断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比）が柱では2.0以下、それ以外の部材では2.50以下であること。 ③建築基準法施行令第6条に基づき、架台の支柱部は国土交通大臣が定める基準（平成12年建設省告示第1456号）に従ったアンカーボルトによる繋結その他の構造方法により基礎に繋結されていること。ただし、滑節構造である場合においては、この限りでない。 ④支持物の接合部に用いる高力ボルト、ボルト及びハベットは、建築基準法施行令第6条の要求を満たしていること。 ⑤建築基準法施行令第9条に基づき、すべての方向の水平力に対して安全であるように、架台の架構には型鋼、棒鋼若しくは構造用ケーブルの斜材又は鉄筋コンクリート造の壁が釣合り良く配置されていること。 ⑥建築基準法施行令第93条に基づき、地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣（平成13年国土交通省告示第1113号）が定める方法によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めていること。ただし、地盤の許容応力度については、同条に示された数値を用いることができる。									
9	確認方法 土砂の流出及び崩壊の防止に係る確認	土地に自立して支持物を設置する場合、施設による土砂流出又は地盤の崩壊が生じていないことを確認する。 設備の施設された土地が土砂流出及び地盤の崩壊のおそれがある場合に対して、排水工、法面保護工等の対策を講じている場合には、図面等のとおり施工されていることを確認する。 設備を施設する地盤が傾斜地である場合には、必要に応じて抑制工や抑止工が施されていることを確認する。		<input type="checkbox"/> 漢 <input checked="" type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	対象となる規格無し	土地に自立していないため、対象外とした。 合同会社メガソーラー菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一 菅原 拓三	確認年月日 令和7年6月12日 確認者 合同会社メガソーラー菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一 菅原 拓三	確認年月日 令和7年6月12日 確認者 合同会社メガソーラー菅原 ○○支店 技術部 技術部長 菅原 拓一 菅原 拓三
		①設備の施設による土砂流出や地盤崩壊が生じていないこと。また、その兆候がみられないこと。 ②排水工、法面保護工などの抑止・抑制工が図面等のとおり施工されていること。									

【太陽電池発電所（高圧受電設備に接続されている太陽電池発電設備を含む）】

【太陽電池発電所（高圧受電設備に接続されている太陽電池発電設備を含む）】

番号	確認項目	確認内容 (使用前自己確認方法の基本案)	確認状況	判定結果	現地試験結果による確認の有無（1）	記録による確認		規格に沿って確認を行った場合の規格番号	備考	確認年月日、確認者（2）	
						工場試験結果による確認の有無	その他記録（図面、書類等）による確認の有無			設置者	
										主任技術者	
20	関係法令の規定の遵守の確認 確認方法	発電所、発電設備の工事が次に掲げる許可（以下「関係許可」という。）を要する行為を伴う場合において、当該行為が当該許可を受けたところに從つて行われたことを書類等により確認する。 ① 砂防法（明治30年法律第29号）第4条（同法第三条において準用する場合を含む。）の規定による許可 ② 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の許可 ③ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項又は同法第42条第1項の許可 ④ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の許可 ⑤ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可		<input type="checkbox"/> 済 <input checked="" type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	対象となる規格無し	以下の許可内容を基に工事されていることを確認した。 令和7年6月12日 ① 砂防法 ② 森林法 ③ 地すべり等防止法 ④ 宅地造成及び特定盛土等規制法 ⑤ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	確認年月日 令和7年6月12日 確認者 ○○支店 技術部 部長 岩原 拓一	確認年月日 令和7年6月12日 確認者 ○○支店 技術部 部長 岩原 拓一
		判定基準									設置形態が屋根（屋上含む）のため、関係許可を要する行為に該当しないと判断した。

(1) この欄は、現地試験が困難で工場作動試験結果等の記録による確認で代替する場合には「無」とすること。

(2) この欄には、使用前自己確認を実施した者及び主任技術者の氏名。

使用前自己確認結果確認届出書添付書類一覧

添付書類名	必須	条件により添付必要	
発電所の概要を明示した地形図	<input checked="" type="checkbox"/>		—
主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図	<input checked="" type="checkbox"/>		—
発電方式に関する説明書	<input checked="" type="checkbox"/>		—
支持物の構造図及び強度計算書	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/>	以下区域に設置する場合に添付が必要（該当するものにチェック） <input type="checkbox"/> ・砂防法（明治30年法律第29号）第二条の規定により指定された 砂防指定地 <input type="checkbox"/> ・地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第三条第一項の規定により指定された 地すべり防止区域 <input type="checkbox"/> ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第三条の規定により指定された 急傾斜地崩壊危険区域 <input type="checkbox"/> ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により指定された 土砂災害警戒区域
当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいふ。）の崩壊の防止措置に関する説明書	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/>	急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は添付が必要
許可を受けたところに従って行われたことを示す書類	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/>	砂防法 （明治30年法律第29号） 第四条 （同法第三条において準用する場合を含む。）の規定による許可
許可を受けたところに従って行われたことを示す書類	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/>	森林法 （昭和26年法律第249号） 第十条の二第一項 の許可
許可を受けたところに従って行われたことを示す書類	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/>	地すべり等防止法 （昭和33年法律第30号） 第十八条第一項 又は 同法第四十二条第一項 の許可
宅地造成及び特定盛土等規制法第十七条第二項又は第三十六条第二項の規定により交付された検査済証の写し	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/>	宅地造成及び特定盛土等規制法 （昭和36年法律第191号） 第十二条第一項 又は 第三十条第一項 の許可
許可を受けたところに従って行われたことを示す書類	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/>	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号） 第七条第一項 の許可

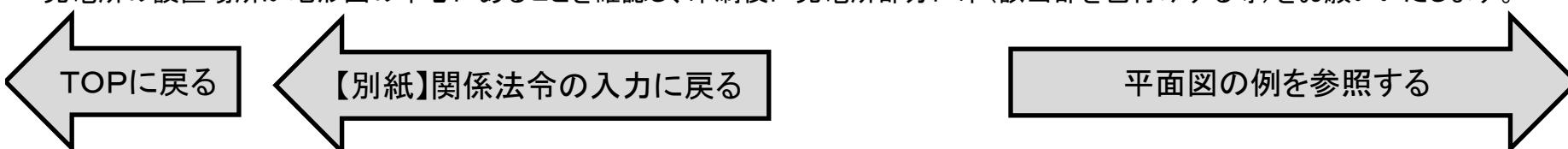
注意)地形図・平面図・断面図は記載例です。このまま印刷するものではありません。作成をお願いいたします。

◇地形図(記載例)



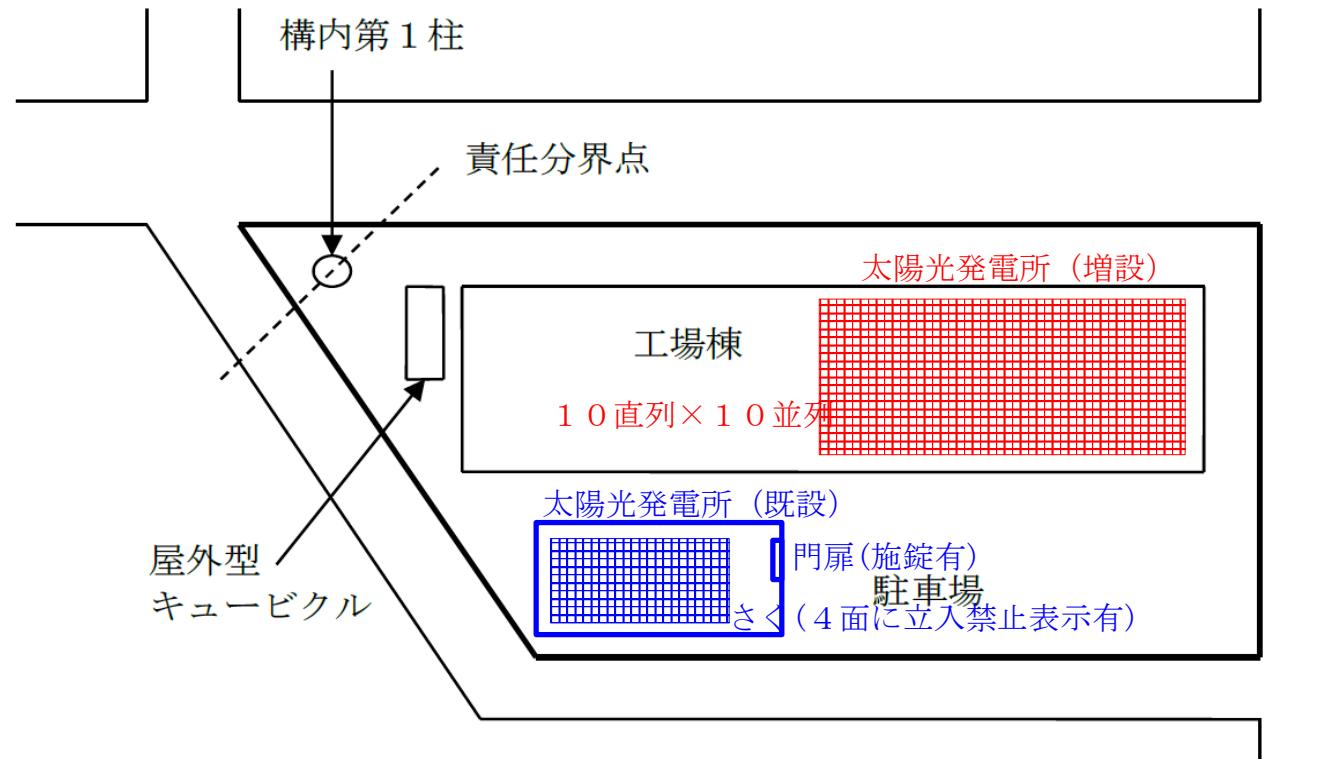
(必要事項)

- ・標高がわからることや著作権上の問題が無いことから、**国土地理院の電子地図の使用を推奨**します。
- ・発電所の設置場所が地形図の中心にあることを確認し、印刷後に発電所部分に印(該当部を色付けする等)をお願いいたします。



注意)地形図・平面図・断面図は記載例です。このまま印刷するものではありません。作成をお願いいたします。

◇平面図(記載例)



(必要事項)

- ・設計時に作成されたパネル配置図(平面図)や保安規程の使用区域図を転用するのも可です。
- ・設計時と完成時に変更されている場合は**完成時の図面を使用**してください。
- ・パネルの配列(配列数及び回路数)が分かるようにしてください。図面内の空白部に記載するなど補足をお願いいたします。
- ・野立て(地上、傾斜地)や水上の場合、さく、へい等(施錠、立入禁止表示含む)が施設されていることがわかるようにしてください。

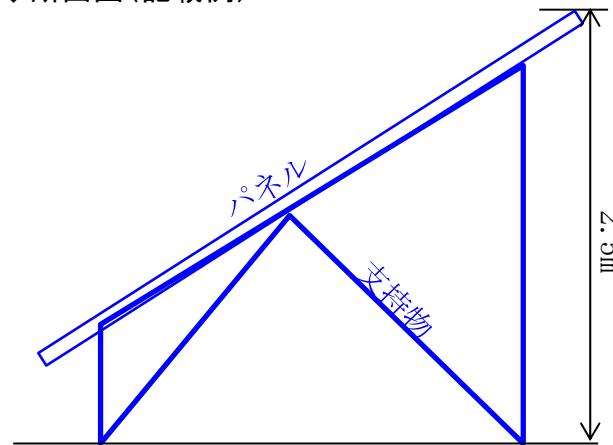
TOPに戻る

地形図の例を参照する

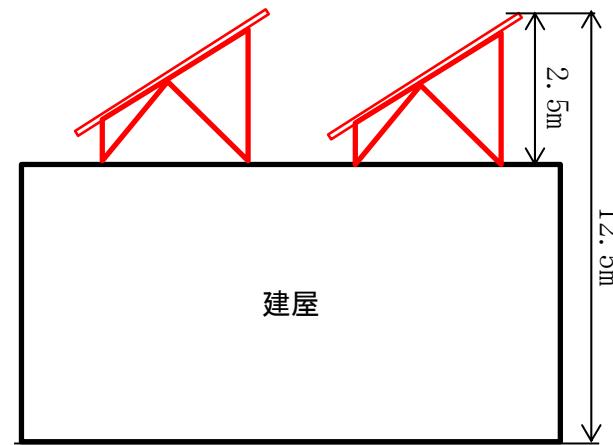
断面図の例を参照する

注意)地形図・平面図・断面図は記載例です。このまま印刷するものではありません。作成をお願いいたします。

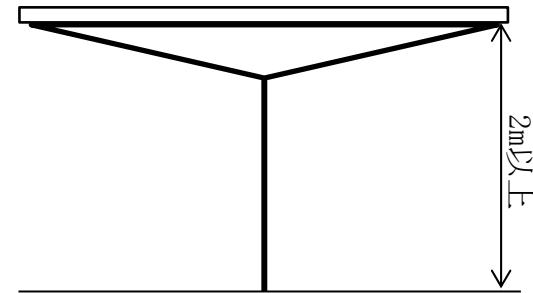
◇断面図(記載例)



例:野立て



例:屋根置き



例:営農型

(必要事項)

- ・設計時に作成された断面図を転用するのも可です。
- ・設計時と完成時に変更されている場合は**完成時の図面を使用**してください。
- ・地上面(GL)からの高さ、支持物、太陽電池モジュール及び高さが記載されている図面
- ・屋根置きの場合は、地上面及び屋根面から太陽電池モジュールまでの高さが分かるようにしてください。



発電方式に関する説明書

発電所の概要及びシステム構成

設置方法	屋根（屋上含む）	
供給形態	自家消費	
供給先の設備	事業用（自家用もしくは電気事業用）	
種類	単結晶シリコン	
出力	320	W
開放電圧	52.79	V
短絡電流	14.31	A
モジュールの個数	1000	枚
開放電圧が最大となるモジュールの直列数	16	枚
開放電圧×直列数	844.64	> 750 V
蓄電池の有無	有	